平成２１年（フ）第１６２３７号
神奈川県横浜市港南区野庭町600―７―402
債務者　八木　康光
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２３８号
神奈川県横浜市港南区野庭町600―７―402
債務者　八木　マリア　ルイサ　テレサ　エウセビオこと　ヤツキ　マリア　ルイサ　テレサ　エウセビオ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２３９号
神奈川県横浜市港南区野庭町600―８―505
債務者　八木スエ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２６３号
東京都江戸川区小松川１丁目５―１―306
債務者　萩原　良美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２６４号
埼玉県鳩ケ谷市三ツ和２丁目９―12―203
債務者　増地理香子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２６５号
東京都板橋区蓮沼町１―５―201
債務者　市川　素子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２６６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1037―１―１―１―606
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７３号
神奈川県相模原市相南３丁目２番５―303号
債務者　田中　仁美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１６２号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西禿44番地47
債務者　本間　昭雄
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
青森県五所川原市大字川山字森内311番地の12
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
青森県五所川原市字一ツ谷268番地13
債務者　工藤満希生
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
青森県五所川原市字八重菊23番地６
債務者　山本由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
山口県下松市大字末武中1396番地13、前住所
山口県下松市大字末武上204番地２
債務者　樋口　聖子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１６６号
山口県山口市大字鋳銭司3354番地聖和苑、住民票上の住所山口県下松市旗岡４丁目１番４―406号
債務者　山本　富生
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１７３号
山口県下松市大字河内2765番地14
債務者　河野　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部